

周南市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について

周南市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(周南市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 周南市職員退職手当支給条例（平成15年周南市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第10項第2号ア及びイ中「内閣官房令」を「規則」に改める。

附則第8項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第13項中「内閣官房令」を「規則」に改める。

(周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年周南市条例第118号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市職員退職手当支給条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として<u>内閣官房令</u>で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として<u>内閣官房</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として<u>規則</u>で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として<u>規則</u>で定</p>

現行	改正案
<p>全で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p>	<p>める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>11～17 (略)</p>	<p>11～17 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～7 (略) (退職手当の調整)</p>	<p>1～7 (略) (退職手当の調整)</p>
<p>8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。</p>	<p>8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。</p>
<p>9～12 (略)</p>	<p>9～12 (略)</p>
<p>13 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として<u>内閣官房令</u>で定める者に該</p>	<p>13 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として<u>規則</u>で定める者に該当し、</p>

現行

当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

改正案

かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>附 則（平成18年周南市条例第118号）</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の周南市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の周南市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第8項から第10項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により、又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上</p>	<p>附 則（平成18年周南市条例第118号）</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の周南市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の周南市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第8項から第10項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により、又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年</p>

現行	改正案
<p>42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) にあつては、<u>104分の87)</u> を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第8項から第10項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～14 (略)</p>	<p>以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) にあつては、<u>104分の83.7)</u> を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第8項から第10項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～14 (略)</p>